

令和 8 年 7 月 9 日 宣告 裁判所書記官

令和 7 年（わ）第 1 5 9 号、第 2 0 3 号、第 2 5 5 号

令和 8 年（わ）第 4 7 号、第 6 9 号

主 文

5 被告人を懲役 7 年に処する。

未決勾留日数中 2 7 0 日をその刑に算入する。

佐賀地方検察庁で保管中の油状物質 1 点（令和 8 年領第 2 1 8 号符号
1－1）を没収する。

理 由

10 【罪となるべき事実】

第 1 被告人は、A 及び氏名不詳者らと共謀の上、検察官等になりすまして現金を
だまし取ろうと考え、令和 7 年 2 月 7 日頃から同月 2 0 日までの間、検察官等
になりすました氏名不詳者らが、複数回にわたり、大分県別府市内又はその周
辺にいた B（当時 6 6 歳）に対し、携帯電話機のアプリケーションソフトの通
話機能等を用いて、同人に犯罪の嫌疑がかけられており、その嫌疑を調査する
15 ために現金を調査員に預ける必要がある旨うそを言い、さらに、同日、A が、
大分県別府市（住所省略）において、前記 B に対し、前記調査員になりすまし
て対応し、前記 B を、通話の相手が検察官等であり、A が調査員として現金を
預かるものと誤信させ、よって、その頃、同所において、前記 B から現金 2 8
0 0 万円の交付を受け、もって人を欺いて財物を交付させた。

第 2 被告人は、C、A 及び氏名不詳者らと共謀の上、検察官等になりすまして現
金をだまし取ろうと考え、令和 7 年 2 月 1 3 日頃から同月 1 7 日頃までの間、
検察官等になりすました氏名不詳者らが、佐賀市（住所省略）D 方にいた同人
（当時 6 8 歳）に対し、携帯電話機のアプリケーションソフトの通話機能を用
いて、通話の相手が検察官等であり、前記 D に対する犯罪収益取得の疑いを調
査するために同人の現金をジャフィックの職員に預ける必要がある旨うそを
25

言い、さらに、同日、Aが、前記D方において、同人に対し、前記職員になりすまして対応し、前記Dを、前記調査のために現金を預かるものと誤信させ、よって、その頃、同所において、同人から現金5500万円の交付を受け、もって人を欺いて財物を交付させた。

5 第3 被告人は、C、A及び氏名不詳者らと共謀の上、検察官等になりすまして現金をだまし取ろうと考え、令和7年2月26日頃から同月28日頃までの間、検察官になりすました氏名不詳者が、前記第2記載のD方にいた同人に対し、同記載の通話機能を用いて、同記載同様にうそを言い、さらに、同日、Aが、同記載のD方において、同人に対し、同記載の職員になりすまして対応し、前記Dを、同記載同様に誤信させ、よって、その頃、同所において、同人から現金6940万円の交付を受け、もって人を欺いて財物を交付させた。

10 第4 被告人は、C、A及び氏名不詳者らと共謀の上、検察官等になりすまして現金をだまし取ろうと考え、令和7年3月3日頃から同月6日頃までの間、検察官になりすました氏名不詳者が、前記第2記載のD方にいた同人に対し、同記載の通話機能を用いて、同記載同様にうそを言い、さらに、同日、Aが、同記載のD方において、同人に対し、同記載の職員になりすまして対応し、前記Dを、同記載同様に誤信させ、よって、その頃、同所において、同人から現金8000万円の交付を受け、もって人を欺いて財物を交付させた。

15 第5 被告人は、C、E、F、G及び氏名不詳者らと共謀の上、検察官等になりすまして現金をだまし取ろうと考え、令和7年3月18日頃から同月22日頃までの間、検察官になりすました氏名不詳者が、前記第2記載のD方にいた同人に対し、同記載の通話機能を用いて、同記載同様にうそを言い、さらに、同日、Eが、同記載のD方において、同人に対し、同記載の職員になりすまして対応し、前記Dを、同記載同様に誤信させ、よって、その頃、同所において、同人から現金1億4100万円の交付を受け、もって人を欺いて財物を交付させた。

第6 被告人は、C、E、F、G及び氏名不詳者らと共謀の上、検察官等になりすまして現金をだまし取ろうと考え、令和7年3月24日頃から同月26日頃までの間、警察官等になりすました氏名不詳者らが、長野県安曇野市（住所省略）H方にいた同人（当時74歳）に電話をかけるなどし、電話の相手が警察官等であり、前記Hに特殊詐欺の疑いがあり、逮捕を免れるためには預貯金を全て提出する必要があるため、引き出した現金をIに置いてほしい旨うそを言い、同人をその旨誤信させ、よって、同日、同人に現金1444万3029円在中のリュックサックを長野県松本市（住所省略）の前記Iに置かせ、その頃、同所において、Eが前記現金財中のリュックサックを回収して受け取り、もって人を欺いて財物を交付させた。

第7 被告人は、C、E、F、G及び氏名不詳者らと共謀の上、検察官等になりすまして現金をだまし取ろうと考え、令和7年3月22日頃から同月27日頃までの間、検察官になりすました氏名不詳者が、前記第2記載のD方にいた同人に対し、同記載の通話機能を用いて、通話の相手が検察官であり、預けた現金を早期に返してもらうには裁判所に保証金を預ける必要があり、同保証金をジャフィックの職員に渡してほしい旨うそを言い、さらに、同日、Eが、同記載のD方において、同人に対し、同記載の職員になりすまして対応し、前記Dを、前記保証金として現金を預かるものと誤信させ、よって、その頃、同所において、同人から現金6000万円の交付を受け、もって人を欺いて財物を交付させた。

第8 被告人は、J、K、F及び氏名不詳者らと共謀の上、検察官等になりすまして現金をだまし取ろうと考え、令和7年6月17日頃から同月30日頃までの間、検察官等になりすました氏名不詳者らが、千葉県成田市内にいたL（当時51歳）に電話をかけるなどし、電話の相手が検察官等であり、前記Lを詐欺の嫌疑で捜査しており、同人を逮捕せずに捜査を継続するには、おとり捜査に協力する必要があるため、捜査機関が用意したサトウなる人物に現金を預けてほし

い旨うそを言い、さらに、同日、Jが、さいたま市浦和区（住所省略）の駐車場付近において、前記Lに対し、前記サトウになりすまして対応し、前記Lを、前記捜査のために現金を預かるものと誤信させ、よって、その頃、同所において、同人から現金6000万円の交付を受け、もって人を欺いて財物を交付させた。

第9 被告人は、みだりに、令和7年6月30日、横浜市都筑区（住所省略）において、麻薬である6a・7・8・10a-テトラヒドロ-6・6・9-トリメチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ〔b・d〕ピラン-1-オール（別名デルタ9テトラヒドロカンナビノール）を含有する液体約0.345g（令和8年領第218号符号1-1はその鑑定残量）を所持した。

【法令の適用】

罰 条

判示第1～第7の各所為

いずれも刑法60条、令和4年法律第68号（以下「整理法」という。）441条1項により同年法律第67号2条による改正前の刑法（以下「旧刑法」という。）246条1項

判示第8の所為 刑法60条、246条1項

判示第9の所為 麻薬及び向精神薬取締法66条1項

併合罪の処理 整理法451条1項前段、刑法45条前段、整理法451条2項、刑法47条本文、整理法444条、刑法10条3項（刑及び犯情の最も重い判示第5の罪の刑に法定の加重）

未決勾留日数の算入 刑法21条

没 収 麻薬及び向精神薬取締法69条の3第1項本文

訴訟費用の不負担 刑事訴訟法181条1項ただし書

【量刑の理由】

本件は、合計4名の被害者に対し、捜査機関を装って電話をかけ、被害者が捜査対象となっており現金を預けるなどの協力に応じなければ逮捕する必要があるなどと言葉巧みにうそを言い、合計8回にわたり、多額の現金を詐取する、といういわゆる特殊詐欺8件(判示第1～第8)及びいわゆる大麻リキッドの所持(判示第9)の事案である。

各詐欺の態様は、被害者らに電話をかける「架け子」、被害者らから現金を受け取る「受け子」、それを監視等する「見張り役」、現金を上位者に届けるための「回収役」等の種々の役割分担がされた上で敢行された組織的かつ計画的な犯行であるとともに、被害者らの不安に付け込んだ卑劣な態様である。その被害額は合計約5億円と極めて多額であり、かかる多額の資産を奪われた被害者らの受けた財産的被害はもとより、今後の生活への不安等の精神的被害も看過できない。被告人は、各詐欺において、各被害者から現金を受け取った者等の動向を監視しつつ、その現金を回収し、上位者が所在すると考えられる場所近辺まで運搬する、という役割を担ったものであり、これは上位者が確実に現金を回収するためには不可欠な立場であったと評価できる。被告人は、各詐欺に関与する際、その違法性を認識しながら、目先の金銭欲しさから犯行に及んでおり、実際に1件当たり10万円程度の報酬を得ていたというのであるから、厳しい責任非難を向けるべきである。

加えて、被告人は、麻薬の所持にも及んでおり、常習性が認められることにも照らすと、かかる犯行についても相応の責任非難を向けざるを得ない。

そうすると、被告人の刑事責任は重く、相当期間の懲役刑の実刑を科すべきである。

他方で、被告人は、各詐欺の一連の捜査が開始された比較的早期の段階から、事実関係を素直に供述していることがうかがわれ、各詐欺の事案の解明に寄与した側面があることは否定できない。そして、被告人が、当公判廷においても、麻薬の所持の点も含めて各犯行を認めて反省の態度を示し、各詐欺の被害者らに対する謝罪

の言葉を述べ、今後は、周囲の家族等に迷惑をかけないためにも、二度と反社会的な組織には関わらず、犯罪をしない旨誓っていること、母親が当公判廷に出廷し、今後も被告人を見捨てず、その更生を支えていく旨約していること、被告人は、前科を有さず、現在22歳と若年であるところ、本件に関し、既に相当期間身柄を拘束されていること、その他被告人に有利に斟酌できる情状事実も存する。

したがって、被告人に対しては、本件各犯行の刑事責任として、懲役7年の刑を科すことが相当である。

(検察官の求刑：懲役10年)

令和8年7月9日

10 佐賀地方裁判所刑事部

裁判官 山 田 直 之